

学校における働き方改革基本方針 ver.3

**令和7年12月
八潮市教育委員会**

目 次

八潮市教育長メッセージ

第1章 「学校における働き方改革基本方針」の改定について

- 1 本県の取組及び本市の取組（県の基本方針より）
- 2 本市の取組
- 3 令和4年度から令和6年度の時間外在校等時間の推移
- 4 令和6年度本県の勤務実態調査の結果と本市の比較

第2章 「学校における働き方改革基本方針 ver.2（八潮市）」の評価・検証

- 1 市基本方針 ver.2 の重点、優先事項についての評価
- 2 働き方改革推進委員会による評価と検証

第3章 「学校における働き方改革基本方針 ver.3（八潮市）」の考え方

- 1 目的
- 2 本市の目指す教職員の働き方
- 3 目標
- 4 目標達成に向けた4つの視点と指標
- 5 フォローアップ

第4章 目標達成に向けた具体的取組

八潮市教育長メッセージ

皆さんにとっての「喜びや幸せ」とは何でしょうか。

これは、一人一人様々であり、誰の喜びや幸せも大切に尊重されるべきものです。教育長としての私の喜びは、市内小中学校の児童生徒の成長とともに、教職員はもちろんのこと、学校に関わるすべての人たちが笑顔で学校に来てくださることです。また、私個人としての幸せは、これからも健康的に季節の移り変わりを味わい、人と関わりを通して“その人の幸せ”を見つけていくことです。皆さんにとっての喜びや幸せは、きっと私と似ている部分もあるかと思います。子供たちと向き合う教職員として、働く社会の一員として、ぜひご自身の喜びや幸せを見つけてほしいと願っています。

さて、この度、学校における働き方改革基本方針 ver. 3 を策定する運びとなりました。令和4年度に策定した前基本方針を受け、各校では様々な取組にチャレンジしていただき、その結果、時間外在校等時間が大きく減少するなど、一定の成果を得ることができました。また、教職員アンケートを拝見すると肯定的な意見が多く、働き方改革の効果を実感している様子がとてもよく分かりました。

その一方、目標としていた時間外在校等時間について、月45時間以内、年360時間以内を100%達成することはできませんでした。大きく前進した成果と実感は、教職員の皆さんと同じく八潮市教育委員会の職員も感じていますが、さらに改革を進めていく必要があります。今後も目標達成に向けて、学校とともに取組を進めてまいります。

結びに、本市の子どもたちの為にご尽力いただいているすべての教職員の方へ感謝を申し上げますとともに、これからも教職員が生き生きと働き続けられる職場づくりを推進し、子供たちへのよりよい教育の実現に向け、学校とともに歩みを進めてまいります。

令和7年12月1日

八潮市教育委員会教育長

井上 正人

第1章 「学校における働き方改革基本方針」の改定について

1 本県の取組及び国の動向（県の基本方針より）

埼玉県教育委員会では、令和元年9月に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、令和3年度末までに教員の時間外在校等時間を原則、月45時間以内、年360時間以内とする目標を設定し、教職員の多忙化解消・負担軽減に向けた取組を開始した。

しかしながら、令和3年度末においても目標達成に至っていなかったことから、令和4年4月に「学校における働き方改革基本方針」を改定（以下「前基本方針」という。）し、子供と直接関わらない執務時間を縮減するためのデジタルツールの活用など、これまでにない取組を位置付け、令和4年度から3年間の方針として働き方改革を推進してきた。

この間、令和5年8月に中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会が、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」を示した。この提言では、「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」、「学校における働き方改革の実効性の向上」、「持続可能な勤務環境整備等の支援の充実」について、それぞれの主体が権限と責任に基づき主体的に各事項に取り組む必要があり、できることは直ちに着手するようとしている。

また、令和6年8月には、中央教育審議会から『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」が示された。その中で、学校における働き方改革の更なる加速化として「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」、学校における働き方改革の実効性の向上として「取組状況の見える化とPDCAサイクルの構築」等について触れている。また、「教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実」、「柔軟な働き方の推進」についても言及している。

さらに、令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」では、「子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。」としている。

これらの国の動向を踏まえ、令和7年4月に、令和7年度から3年間の方針として「学校における働き方改革基本方針」（以下「基本方針」という。）を改定した。

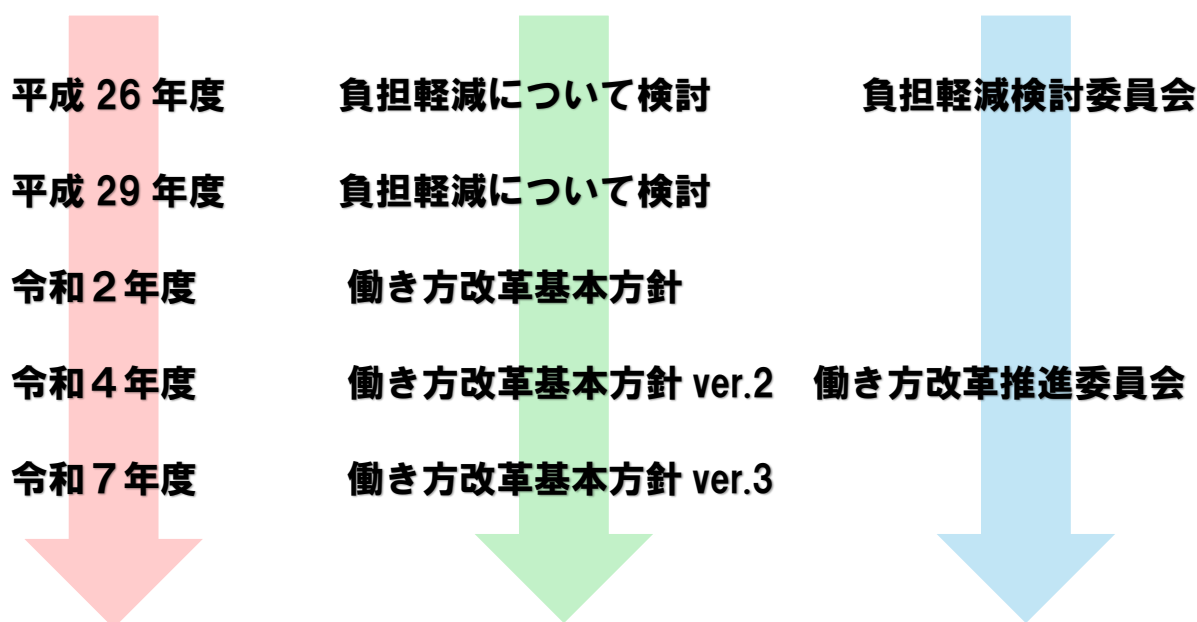
2 本市の取組

本市では、長年、多くの教職員が八潮市の子どもたちのために尽力し、学力向上や問題行動の改善につなげてきた。そのような中、八潮市教育委員会では、教職員の働き方改革を推進するにあたり、平成26、29年度に負担軽減検討委員会を開催するとともに、令和2年度には本市の学校における働き方改革基本方針を策定した。その後、令和4年度に県の学校における働き方改革基本方針（以下、「県基本方針」という）を受け、新たに働き方改革推進委員会（以下、「推進委員会」という）を立ち上げ、本市の「学校における働き方改革基本方針 ver.2（以下、「市基本方針」という）」を改定した。

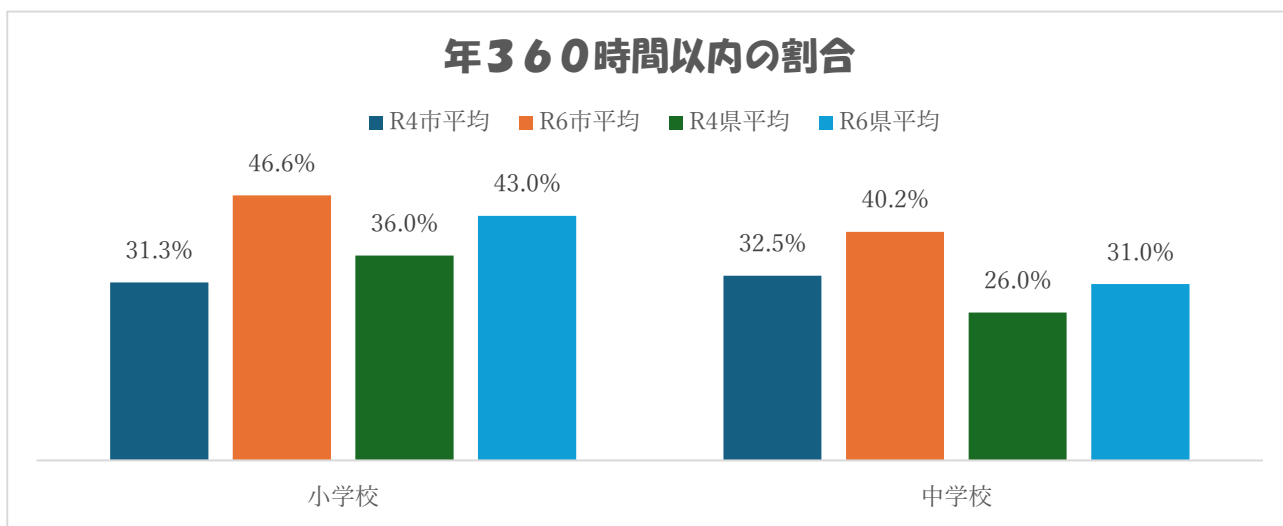
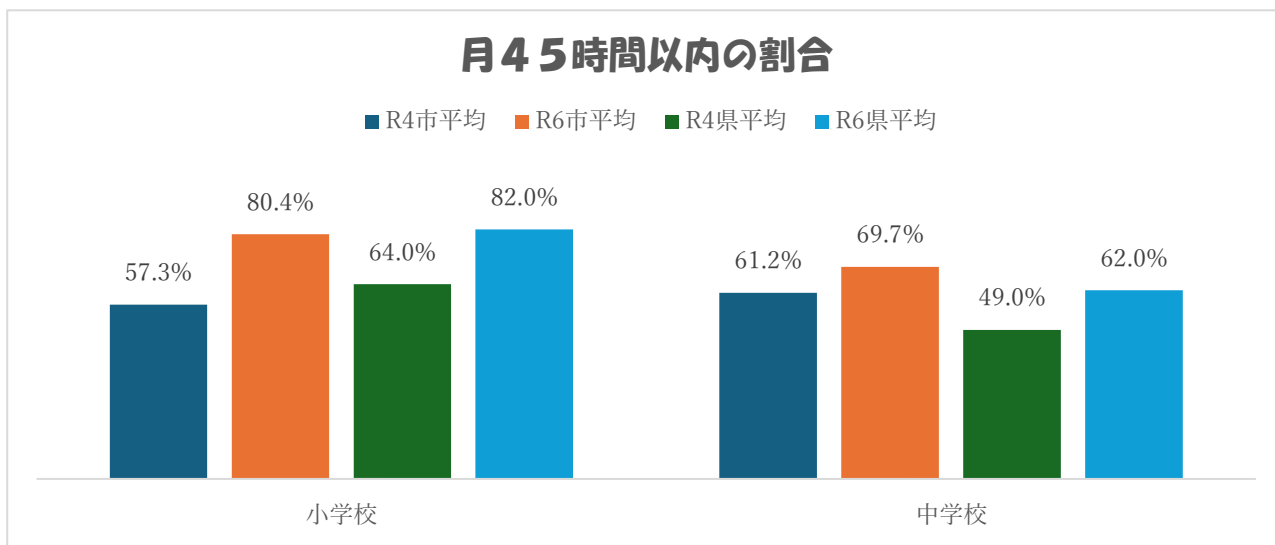
この推進委員会では、市内小中学校から職種別、性別、年代別を考慮し、様々な教職員を委員として招集し検討を行った結果、「朝の諸活動なし」「毎日留守番電話の設定」「校務支援システムの導入」「行事の見直し」など、学校と教育委員会が一つとなって改革案をまとめ、現在の市基本方針へと改定している。この市基本方針の評価については、後ほど述べるが、当初の目標である「時間外在校等時間を月45時間以内、年360時間以内を100%に」という目標は達成できなかったものの、小中学校ともに大きく改善し、令和6年度は、小学校で年間118時間の削減、中学校で69時間の削減（令和4年度の市内平均との比較）へとつなげることができた。

今後は、本県の取組や国の動向でも示された「子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。」という部分についても、学校と教育委員会がともに考え続けていく必要があると考える。

以上のことを踏まえ、令和7年度に働き方改革推進委員会を開催して検討したことをもとに市基本方針を改定し、「学校における働き方改革基本方針 ver.3」と位置付けた。



3 令和4年度から令和6年度の時間外在校等時間の推移
市内平均と県平均との比較（月45時間以内の割合については11月の比較）



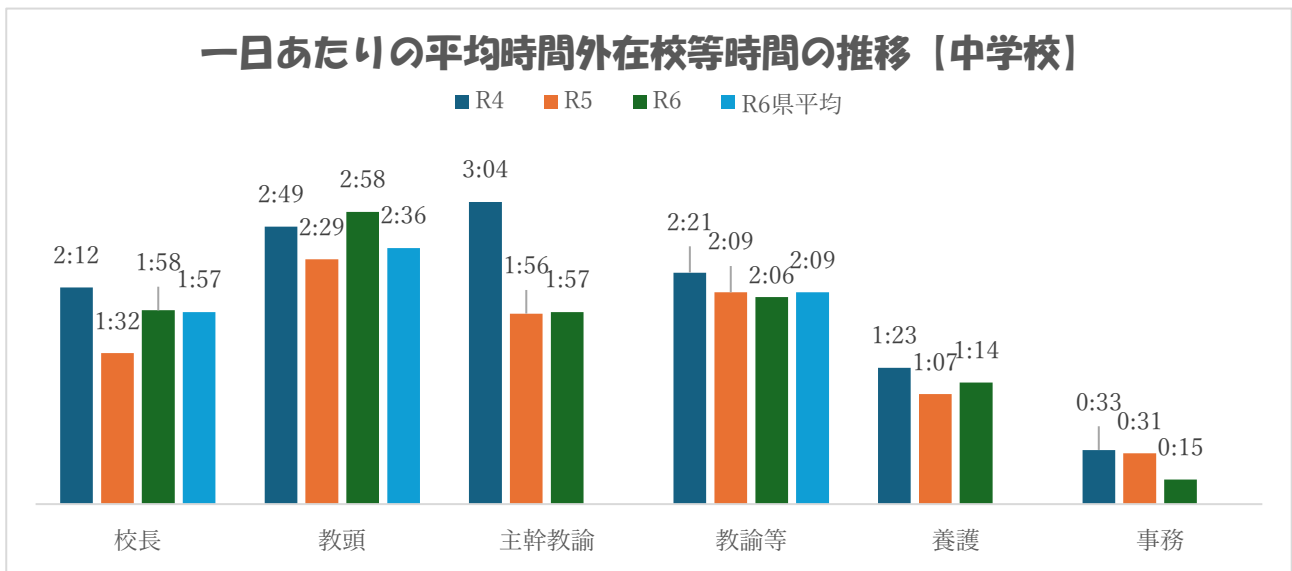
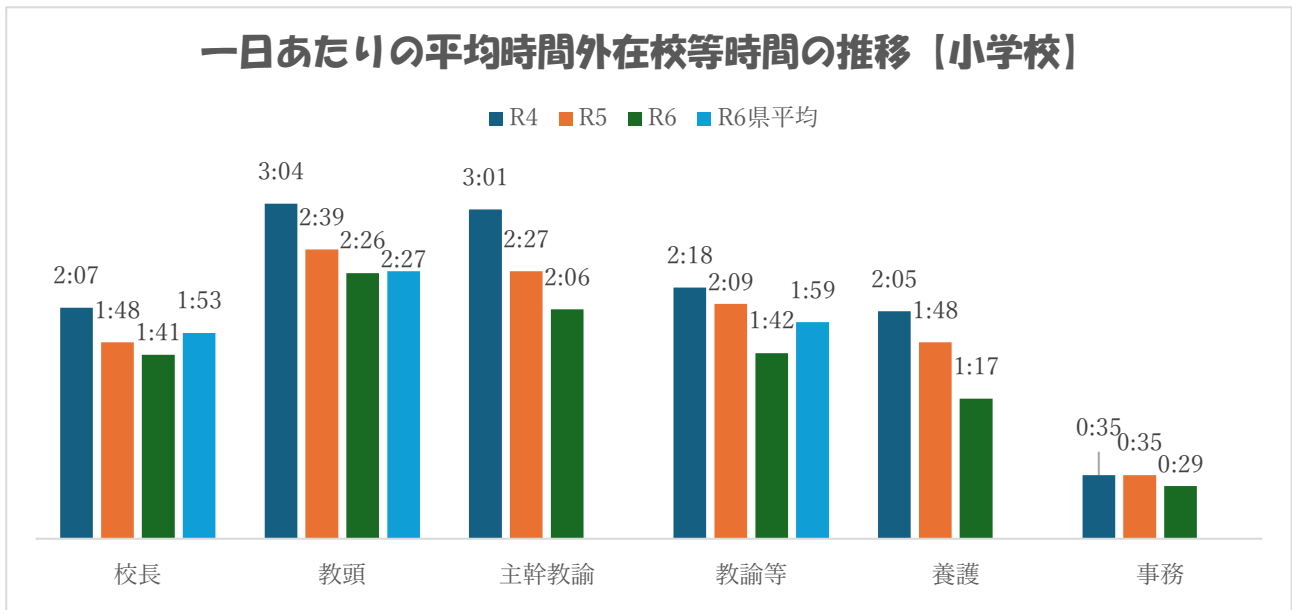
現状

- 時間外在校等時間
- ・月45時間以内については、小学校が約8割、中学校が約7割達成した。
 - ・年360時間以内については、小中学校ともに大きく改善しているが4割程度しか達成できていない。
 - ・目標の100%達成には至らなかった。

課題

- ・教職員一人当たりの業務量の削減や効率化については、引き続き見直していく必要がある。
- ・教育の質の向上も図りながら業務総量の削減を進めるには、児童生徒に直接関わらない業務を更に削減する必要がある。

4 令和6年度本県の勤務実態調査の結果と本市の比較
 令和4年～令和6年の6月について比較（県平均は校長、教頭、教諭等のみ）



現状

- ・小中学校ともに、おおむね時間外在校等時間が縮小した。
- ・主幹教諭については、1日平均約1時間縮小した。
- ・小中学校の教諭等において、県平均よりも縮小することができた。

課題

- ・教頭については、全職種で最も長くなっており、特に中学校教頭では県平均よりも1日あたり20分程度長くなっているため、教頭への支援が必要である。
- ・児童生徒に直接関わらない業務については外部人材を増やして業務の軽減を図るなど、さらに児童生徒に関わる業務に専念できる環境を整える必要がある。

第2章 「学校における働き方改革基本方針 ver.2（八潮市）」の評価・検証

本市では、令和4年度に「市基本方針 ver.2（令和4年度～6年度）」を策定した。その中では、3つの重点と9つの優先事項を定め、改革の柱として改革を推進してきた。

この「市基本方針 ver.2」について令和7年度働き方改革推進委員会にて評価を行うとともに、市教育委員会としても評価と検証を行った。

1 市基本方針 ver.2 の重点、優先事項についての評価

全小中学校の教職員と市教育委員会による評価を4段階（4が最高評価）にて行った。なお、教職員の数値については、回答者の平均値である。

	前基本方針（下段：取り組んだ主な内容）	教職員	市教委
重点①	各学校で行われる業前活動（部活動の朝練習を含む）について、始業前には原則行わないこととします。ただし、校長が必要と判断した場合には、弾力的に実施できることとします。	4：64%	4：82%
	令和4年度の1月から市内一斉に業前活動を行わないこととした。	3：28%	3：18%
		計：92%	計：100%
重点②	業務改善や業務削減を行うことと並行し、当面の間、最終退校時刻の目安を小学校18時、中学校19時（目安時刻）として意識改革を図り、教職員の健康管理を推進していきます。また、個人においても目安時刻をもとに最終退校時刻を定めるなど、自身の働き方を見直していきます。	4：21%	4：18%
	各校で目安の退校時刻を意識した勤務を推進した。	3：49%	3：46%
		計：70%	計：64%
重点③	勤務時間外の電話対応に係る教職員の負担軽減に向け、留守番電話の設定を毎日夕方18時から翌朝7時30分までとします。また、学校・保護者間の連絡手段のデジタル化の整備体制も推進していきます。	4：77%	4：82%
	令和4年度の1月から市内一斉に毎日留守番電話を設定し、保護者へ通知した。	3：17%	3：18%
		計：94%	計：100%
優先①	市教育委員会は、各学校に対し、成績処理や指導要録等の事務処理に係る負担軽減を推進するために「校務支援システム」を導入し、先行事例を紹介するなど、校務支援システムの活用を推進していきます。	4：38%	4：55%
	令和5年度より C4th の機能を拡張し、通知表や要録、休暇、学校日誌など、一括で作成できるよう業務の効率化を図った。	3：54%	3：45%
		計：92%	計：100%

優先②	市教育委員会は、国や県の動向を注視し、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に係る部活動の地域移行について、学校や地域と共通理解を図りながら研究を進めていきます。	4 : 25%	4 : 9%
	校長会主導でハンドボール部をモデルケースとして研究を進めた。	3 : 44%	3 : 55%
		計 : 69%	計 : 64%
優先③	学校は、学校運営協議会において県及び市の「学校における働き方改革」について共通理解を図り、家庭・地域と学校が協力して働き方改革について取り組むよう市教育委員会と協力して進めていきます。	4 : 40%	4 : 55%
	各校の学校運営協議会の中で働き方改革について共通理解を図った。学校閉庁日や定時退勤推奨ウィークについて市教委と学校の連名で家庭へ通知した。	3 : 47%	3 : 36%
		計 : 87%	計 : 91%
優先④	学校は、目的と負担軽減を考慮して行事等を定期的に見直し、スクラップアンドビルドを徹底します。（「定期的に」の例として：毎月初旬に、打合せ等の短時間で学期ごとなど）	4 : 30%	4 : 27%
	各校でお便りや通知表の所見、宿泊行事の短縮など、実態に応じて随時見直した。	3 : 56%	3 : 64%
		計 : 86%	計 : 91%
優先⑤	市教育委員会は、各校管理職に部活動休養日を確実に実施するよう、働き掛けていきます。	4 : 42%	4 : 27%
	市教委より実施状況を確認し、確実な実施について推進した。	3 : 49%	3 : 64%
	各校で部活動休養日の設定を行い、ガイドラインに基づいて行った。	計 : 91%	計 : 91%
優先⑥	市教育委員会は、各校管理職に対し、「ふれあいデー」の実施状況を適切に把握し、適正に実施するよう引き続き働きかけます。また、保護者や地域に対しても丁寧な説明を行うように働きかけます。	4 : 32%	4 : 55%
	実施状況を適宜確認し、確実な実施について推進した。	3 : 47%	3 : 27%
		計 : 79%	計 : 82%
優先⑦	市教育委員会は、各種教科団体等が行う文化的行事や展覧会等について、縮減、廃止等の見直しをするよう校長会へ働きかけます。また、市教育委員会が実施する文化的行事や展覧会等についても、同様に見直していきます。	4 : 34%	4 : 46%
	市内音楽会や陸上大会等の行事について校長会と連携し縮減や中止など見直した。	3 : 55%	3 : 36%
		計 : 89%	計 : 82%

優先 ⑧	市教育委員会は、県が作成した負担軽減の取組事例を改めて各校管理職へ配布・周知し、積極的な活用について働き掛けます。また、学校は、その資料を会議等で共有する場を設定します。	4 : 20%	4 : 36%
	市教委より各校へ取組事例などの資料を提供し、各校で活用した。	3 : 58%	3 : 64%
		計 : 78%	計 : 100%
優先 ⑨	市教育委員会は、登下校の児童生徒の見守り活動や勤務時間前の校内見守り等について、地域や関係機関と連携し、学校の実状に応じた取組を進めるよう各校管理職へ働き掛けます。	4 : 30%	4 : 9%
	市教委と校長会で情報共有を行い、各校の実態に応じて勤務開始前の見守りについて地域や PTA、外部機関等と協力する体制等を見直した。	3 : 53%	3 : 73%
		計 : 83%	計 : 82%

回答数 市内小中学校 : 204 件

教育委員会 : 11 名 (学務課、小中一貫教育指導課、教育総務課)

2 働き方改革推進委員会による評価と検証

(1) 働き方改革推進委員会の組織

市内小中学校の教職員の意見を基本方針に反映させるため、全15校から職種や性別、年齢等を考慮し、22名の教職員を集め、3回の会議を行った。

【会議】

第1回会議 : 令和7年 9月 2日 (火) 14:00～ 八潮メセナ

第2回会議 : 令和7年 9月16日 (火) 14:00～ 八潮メセナ

第3回会議 : 令和7年11月 7日 (金) 14:00～ 八潮メセナ

【メンバー】

職種・校種・性別	小学校		中学校		合計
	男性	女性	男性	女性	
校長	0	1	1	0	2
教頭	1	0	0	1	2
主幹教諭	1	1	1	1	4
教諭等	2	1	2	1	6
養護教諭	0	2	0	2	4
事務職員	1	2	1	0	4
合計	5	7	5	5	22

【協議内容】

- ・市基本方針 ver. 2 の評価と検証
- ・職種別ウェルビーイングの検討
- ・市基本方針 ver. 3 (案) の検討

(2) 働き方改革推進委員会における市基本方針 ver. 2 の評価と検証

以下の評価と検証については、働き方改革推進委員会のメンバー 22 名が各職種グループ（管理職、主幹教諭、教諭等、養護教諭、事務職員）に分かれて協議を行い、全体協議にて共有したものを取りまとめたものである。

項目	内容	評価と検証
重点①	業前活動の中止について	業前活動を行わないことで、児童生徒や教職員に朝のゆとりが生まれており、良い取組である。
重点②	最終退校時刻の目安について	個人によるところが大きいが無理のない目安になっていて良い。今後は、個人のマネジメント力を高め、自然に早く帰れるようになることが大切である。
重点③	留守番電話の設定について	留守番電話と保護者連絡ツール（C4th）の併用が効果的である。保護者との連携も踏まえた良い取組である。
優先①	校務支援システムについて	業務の効率化が図られており良い取組である。今後も機能の向上を図ってほしい。
優先②	部活動の地域展開について	モデルケースをもとに地域展開を推進しているが、今後は、さらに教育委員会が主導して進めてほしい。
優先③	学校運営協議会との連携について	働き方改革について学校運営協議会との共通理解は図られている。今後は、地域とどのようにつながっていくか、何をお願いしていくかが課題である。
優先④	スクラップ&ビルドについて	校内で働き方改革検討委員会等を設置して見直しや精選が進んでいる。今後も教育活動との兼ね合いなど、目的と負担軽減を考慮した取組を検討することが大切である。
優先⑤	部活動休養日について	部活動ガイドラインをもとに休養日等を設けている。今後も部活動ガイドラインを遵守していく必要がある。
優先⑥	ふれあいデーについて	ふれあいデーは定着しており、継続していくべき取組である。
優先⑦	行事の見直しについて	様々な行事が見直され精選されたことは大きな成果である。その一方、児童生徒の活躍できる場面や成長を促す場面の減少については考えていく必要がある。
優先⑧	取組事例集の共有について	活用は進んでいるが学校間の差があるため、各校の取組も含め、今後も情報共有をしていく必要がある。
優先⑨	登下校の見守りについて	登下校の見守りを外部委託にした効果は大きいですが、外部団体も人材不足や高齢化などの課題があるため、実情に応じた取組を進めていく必要がある。

上記の各校教職員、八潮市教育委員会、働き方改革推進委員会の評価から、総合評価として、「八潮市 学校における働き方改革基本方針 ver. 2 は、改革を進めるうえで効果的であり、教職員がその効果を実感することができた基本方針であった」と評価できる。

1 目的

働き方改革の推進によって、教職員が生き生きと働き続けられる職場づくりを推進し、子供たちへのよりよい教育を実現する

今回の県基本方針では、「働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する」と掲げられている。本市としても、八潮市の子供たちの健やかな成長を願い、よりよい教育を実現するため小中一貫教育を推進してきた。

そのような中、「市基本方針 ver. 2」を策定するにあたり、働き方改革推進委員会において、「教職員が生き生きと働き続けられる職場づくり」が提案され、本市の目的のひとつとなった背景がある。県基本方針においても「教職員が心身ともに健康であることが重要」と示されており、教職員の心身の健康が子供たちへの教育になくてはならないものである。

以上のことから、子供たちへのよりよい教育を実現するため、「市基本方針 ver. 2」に引き続き、今回の市基本方針の目的に「教職員が生き生きと働き続けられる職場づくり」を明記することとした。

2 本市の目指す教職員の働き方

**「八潮市の先生になりたい」「八潮市で働きたい」
と言われる八潮市を目指して
～「効果的・効率的な業務」「多様なワークライフバランス」
「未来の自分への投資時間の確保」の実現～**

本市は、過去、問題行動や学力など課題が多く、不登校率も高いといった厳しい状況にあった。しかし、小中一貫教育の導入を機に、市内教職員がひとつとなって子供たちと向き合い続けた結果、問題行動や不登校が減少し学力が向上するなど、着実に成果を重ねてきた。

近年、人事異動においても他市町から八潮市への異動を希望する教職員が年々増えており、「八潮市で働きたい」教職員の前向きな言葉が広まり、「八潮市の先生になりたい」と思える教職員の増加につながっていると考えられる。

このような背景をふまえ、DXや教員以外の職員を活用した「効果的・効率的な業務」、子育てや介護などの教職員の実態に応じた「多様なワークライフバランス」を本市の目指す教職員の働き方と設定するとともに、「未来の自分への投資時間」を確保できるよう改革を推進し、目的にも掲げた「教職員が生き生きと働き続けられる職場づくり」を目指していく。

3 目標

- ☆1 時間外在校等時間を月45時間以内、年360時間以内の教職員の割合を令和9年度末までに100%にする
- ☆2 教職員のウェルビーイングを高め子供たちのよりよい教育を実現する

まず、時間外在校等時間については、月45時間以内において小学校が約8割、中学校が約7割達成しており、年360時間以内においては、小中学校ともに大きく改善しているが4割程度しか達成できていない状況であるため、引き続き100%達成を目標とする。

教職員のウェルビーイングの向上については、「働きやすい」「働きがいがある」など職場環境の確立が重要である。時間だけでは推し量れない部分でもあるが、今回の「市基本方針 ver. 3」では、新たな視点として各職種に応じた方針を策定しており、業務の改善とともに教職員のウェルビーイング向上も目指していく。

4 目標達成に向けた4つの視点と指標

これまでの取組を見直し、新たな取組を加えた「取組16」を新たに基本方針の柱に位置づけ、4つの視点に再整理する。

市基本方針 ver. 2 では、3つの重点と9つの優先事項を設定し、取組を進めてきた。この度、新たな県基本方針が策定されたことをうけ、これまで本市が行ってきた取組を見直し、次の4つの視点に再整理し改革を推進していく。

<p>(1) 負担軽減と業務量削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業前の諸活動停止【重点①】 ②部活動休養日【優先⑤】 ③校務支援システム【優先①】 ④部活動地域移行【優先②】 ⑤スクラップアンドビルド【優先④】 ⑥行事の精選【優先⑦】 	<p>(3) 健康を意識した改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑫時間外在校等時間の継続的な記録【新規】 ⑬産業医等による面接指導【新規】
<p>(2) ワーク・ライフ・バランス</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦職種別ウェルビーイング【新規】 ⑧最終退校時刻【重点②】 ⑨登下校の見守り【優先⑨】 ⑩ふれあいデー【優先⑥】 ⑪取組事例集などの資料配布【優先⑧】 	<p>(4) 保護者や地域の理解と連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑭毎日留守電【重点③】 ⑮学校閉庁日【新規】 ⑯学校運営協議会との連携【優先③】

5 フォローアップ

- ①校務支援システムによる客観的な在校等時間の把握
- ②学校運営協議会や働き方改革推進委員会等からの意見聴取
- ③八潮市教育委員会による取組状況の評価・改善

まず、教職員の在校等時間については、今後も校務支援システムによる客観的な記録と見届けを行う。各校でも時間外在校等時間を確認しており、その都度、管理職から声掛けを行っているが、市教育委員会としても定期的に教職員の実態を把握し、校長会等を通して指導、助言を継続していく。

また、各校の学校運営協議会については、今後も教職員の働き方改革について話題にしていくよう働きかけるとともに、令和7年度開催した働き方改革推進委員会（市内教職員を委員とした組織においても意見聴取を行うなど、様々な意見をいただきながら改革を推進していく。

取組状況の評価・検証については、市教育委員会において時間外在校等時間や校長会や各組織からの意見聴取をもとに評価を行う。その他、国や県の動向を踏まえ、新たな取組等が必要となる場合は、基本方針を軸に動向を踏まえた取組となるよう検討を行い、改善へとつなげていく。

第4章 目標達成に向けた具体的取組

これまでの3つの重点、9つの優先事項を県の4つの視点に再整理するとともに、各職種別ウェルビーイングについても新たな視点として盛り込み、目的である「教職員が生き生きと働き続けられる職場づくりを推進し、子供たちへのよりよい教育を実現する」の実現に向け取組を進めていくものである。

1 各職種別ウェルビーイングについて

次に掲げる各職種別ウェルビーイングについては、働き方改革推進委員会にて協議された内容をもとに整備したものである。学校職員としての充実感を高めるためには、働きがい・働きやすさが重要であり、お互いの職について理解を深めることが重要である。

管理職のウェルビーイング		
働きがい	自分の喜び	学校に関わる人たちの成長や協力、笑顔に喜びを感じるとともに、その喜びや良さを発信していきます。
	子供たちへ	子供たちや保護者・地域の笑顔のため、教員が児童生徒と向き合う時間の確保と環境整備を通して、子供たちの笑顔を増やしていきます。
働きやすさ	職場づくり	校内教職員（縦）と市内管理職（横）の連携を大切にし、双方向の報連相と見届けを充実させていきます。また、教職員の心身の健康保持を考え続けていきます。
	健康づくり	自身の健康が学校経営・運営に影響することを自覚し、自らワークライフバランスを意識した働き方を示していきます。

主幹教諭のウェルビーイング		
働きがい	自分の喜び	自身の働きかけで学校運営が充実することに喜びを感じるとともに、その喜びを校内や市内主幹教諭でも共有していきます。
	子供たちへ	教員の授業づくりや行事等についてアドバイスをを行い、教師と児童生徒の関わり合いをサポートすることを通して子供たちの笑顔を増やしていきます。
働きやすさ	職場づくり	管理職と教職員をつなぎ、共通理解・共通行動の充実を推進していきます。また、効率的な業務の推進について考えていきます。
	健康づくり	管理職や市内主幹教諭、校内職員に相談して悩みを共有するなど心身の健康に留意し、お互いに協力することを大切にしていきます。

教諭等のウェルビーイング		
働きがい	自分の喜び	授業や行事等を通して、児童生徒の成長に喜びを感じるとともに教職員間でその喜びを共有していきます。
	子供たちへ	児童生徒と向き合う時間や授業づくりの時間を充実させていきます。
働きやすさ	職場づくり	困っている職員への声掛けやサポートを大切にするとともに、よりよい職場環境となるようお互いを意識した働き方を推進していきます。
	健康づくり	自身の業務マネジメントや教職員間の協力を通して、心身のリフレッシュや自己研鑽の時間を大切にしていきます。

養護教諭のウェルビーイング		
働きがい	自分の喜び	保健室で元気を取り戻し笑顔で教室に戻っていく姿や、日に日に成長していく姿に喜びを感じるとともに、養護教諭だからこそできる関りあいを大切にしていきます。
	子供たちへ	けが等の手当や相談を受けながら児童生徒と向き合い、成長につながる支援を行っていきます。
働きやすさ	職場づくり	市内養護教諭で連携しあうことを心がけ、保健室の利用や養護教諭の想いを理解してもらえるよう発信していきます。
	健康づくり	自身の生活にも時間を確保するため、職員間での連携や情報共有とともに、よりよい業務の分担や効率化を意識していきます。

事務職員のウェルビーイング		
働きがい	自分の喜び	教員のサポートを通じて児童生徒の成長に喜びを感じるとともに、学校の一員として学校に関わる人とのつながりを大切にしていきます。
	子供たちへ	児童生徒の教育を支えるため、管理職とともに校内の環境整備について推進していきます。
働きやすさ	職場づくり	市内事務職員のつながりをより強めて連携するとともに、学校職員が働きやすい校内環境を整えていきます。
	健康づくり	自身の生活にも時間を確保するため、職員間での連携や情報共有とともに、よりよい業務の分担や効率化を意識していきます。

2 具体的取組について（取組16）

取組1	(1) 教職員の「負担軽減」と「業務削減」の実現
各学校で行われる業前活動（部活動の朝練習を含む）について、始業前には原則行わないこととします。ただし、校長が必要と判断した場合には、弾力的に実施できることとします。	
取組2	(1) 教職員の「負担軽減」と「業務削減」の実現
市教育委員会は、各校管理職に部活動休養日を確実に実施するよう、働き掛けていきます。	
取組3	(1) 教職員の「負担軽減」と「業務削減」の実現
市教育委員会は、各学校へ意見聴取を行いながら「校務支援システム」のよりよい運用を推進していきます。	
取組4	(1) 教職員の「負担軽減」と「業務削減」の実現
市教育委員会は、国や県の動向を注視しながら部活動の地域展開について、モデルケースを立ち上げ、学校や地域と共通理解を図りながら研究を進めていきます。	
取組5	(1) 教職員の「負担軽減」と「業務削減」の実現
学校は、目的と負担軽減を考慮して行事などを定期的に見直し、スクラップアンドビルドを徹底します。（「定期的に」の例として：毎月初旬に、打合せ等の短時間で 学期ごとに など）	
取組6	(1) 教職員の「負担軽減」と「業務削減」の実現
各学校で行われる業前活動（部活動の朝練習を含む）について、始業前には原則行わないこととします。ただし、校長が必要と判断した場合には、弾力的に実施できることとします。	
取組7	(2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の実現
学校は、各職種の働きがいや苦勞を共有することを通して、それぞれのウェルビーイング向上となる働きやすい職場づくりを推進します。	
取組8	(2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の実現
業務改善や業務削減を行うことと並行し、当面の間、最終退校時刻の目安を小学校18時、中学校19時（目安時刻）として意識改革を図り、教職員の健康管理を推進していきます。	
また、個人においても目安時刻をもとに最終退校時刻を定めるなど、自身の働き方を見直していきます。	

取組 9	(2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の実現
市教育委員会は、登下校の児童生徒の見守り活動や勤務時間前の校内見守り等について、地域や関係機関と連携し、学校の実状に応じた取組を進めるよう各校管理職へ働きかけます。	
取組 10	(2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の実現
市教育委員会は、各校管理職に対し、「ふれあいデー」の実施状況を適切に把握し、適正に実施するよう引き続き働きかけます。また、保護者や地域に対しても丁寧な説明を行うように働きかけます。	
取組 11	(2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の実現
市教育委員会は、県が作成した負担軽減の取組事例を改めて各校管理職へ配布・周知し、積極的な活用について働きかけます。また、学校は、その資料を会議等で共有する場を設定します。	
取組 12	(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進
市教育委員会は、教職員の時間外在校等時間を把握し、勤務時間を意識した勤務環境の改善となるよう各校管理職へ働きかけます。 また、各校管理職は、教職員の勤務状況を把握し、時間外在校等時間が長くないよう、教職員個人に働きかけます。	
取組 13	(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進
市教育委員会は、勤務が長時間となっている教職員に産業医等による面接指導の勧奨を働きかけます。	
取組 14	(4) 保護者や地域の理解と連携の促進
勤務時間外の電話対応に係る教職員の負担軽減に向け、留守番電話の設定を毎日夕方18時から翌朝7時30分までとします。 また、学校・保護者間の連絡手段について、デジタル化を推進していきます。	
取組 15	(4) 保護者や地域の理解と連携の促進
休暇取得を促進するために、「学校閉庁日」を8日以上設定します。その際は、緊急連絡先を市教育委員会に設定し、保護者へ周知します。	
取組 16	(4) 保護者や地域の理解と連携の促進
学校は、学校運営協議会において県及び市の「学校における働き方改革」について共通理解を図り、家庭・地域と学校が協力して働き方改革について取り組むよう市教育委員会と協力して進めていきます。	